（２０２２年４月改正）

生活福祉資金（緊急小口資金）貸付のご案内

貸付対象世帯

以下の１～４のすべてに該当する世帯です。

１．原則として、世帯（同居者）全員の市民税所得割が非課税の世帯

２．鹿児島市内に在住の世帯（現住所と住民票の住所が同じであること。）

３．返済能力がある世帯

４．生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業（生活・就労支援センターかごしま）窓口にて相談し、支援を受けることに同意している世帯

※「生活・就労支援センターかごしま」へのお問い合わせ

住所：鹿児島市山下町１１－１　鹿児島市役所東別館１階

電話：０９９－８０３－９５２１

ただし、次の世帯は上記を満たしていてもご利用できません。

・暴力団員がいる世帯

・生活保護を受けている（申請中、停止中を含む）世帯

・今後の月々の収入見込みが生活保護基準額を下回る世帯

・過去に都道府県社会福祉協議会から借入をして、完済していない方（返済中、債務整理、返済免除などを含む）がいる世帯

・任意整理や自己破産など、法的整理中の方

・過去に法的整理を行い、約束に基づく返済完了または免責から５年以内の方

・多重債務（世帯の借入合計残高が概ね 80 万円以上）に陥っている世帯

・健康保険（国民健康保険、社会保険など）に未加入の世帯

・健康保険料や税金を滞納している世帯

・社会福祉協議会および自立相談支援事業の相談員との関わりを拒否する世帯

貸付条件

・貸付限度額	10 万円（ただし、必要最小限の金額となります。）
・据 置 期 間	２か月以内
・返 済 期 間	12 か月以内（据置期間を含む）
・借入申込者	主たる生計者
・連帯保証人	不要
・貸 付 利 子	無利子
・延 滞 利 子	年利３％ ※返済期限翌日から、残元金に対し日割り計算で発生します。
・返 済 方 法	一括または分割払い ※借入申込者名義の預金口座から口座振替

借入申請までの流れ

１．生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業（生活・就労支援センターかごしま）にて相談を行います。
２．自立相談支援事業の相談員が、相談内容の解決策として貸付が妥当であると判断した場合、市社会福祉協議会窓口に来室します。
３．市社会福祉協議会窓口にて、申込に際して必要な書類の説明を受けます。
４．必要書類を準備し、市社会福祉協議会窓口に提出します。
５．県社会福祉協議会が審査を行い、審査結果を申込者にご連絡します。
６．貸付決定となった場合、借入申込時に指定した銀行口座へ送金されます。
※市社会福祉協議会が必要書類をすべて受理してから、送金まで約１週間（５営業日）を目安としています。

必要書類

【共通書類】
□緊急小口資金借入申込書
□生活福祉資金（緊急小口資金）借用書
□個人情報の取扱いについて
□借入誓約書
□顔写真付き身分証明書コピー（運転免許証、マイナンバーカードなど）
□健康保険証（コピー）
□住民票（世帯全員分、本籍記載あり、発行から３か月以内のもの）
※同居者全員の住民票が必要です。
□印鑑登録証明書（発行から３か月以内のもの）
※発行には「印鑑登録証」（カード）が必要です。
□実印
□最新年度の「市民税・県民税　所得額・課税額証明書」
※同居している成人者全員分が必要です。
□最新年度の「市民税・県民税　納税証明書」（非課税の方は不要）
※「所得額・課税額証明書」及び「納税証明書」は、他の市区町村から最近鹿児島市に転入してきた場合、従前の市区町村にて発行してもらう必要があります。
□口座振替依頼書（金融機関窓口で事前手続きが必要）
※取扱金融機関：鹿児島銀行、鹿児島信用金庫、ＪＡバンク、ゆうちょ銀行
□申込人名義の金融機関の通帳（コピー）
※貸付決定後に借入金の入金及び返済に使用する口座
□その他、鹿児島県社会福祉協議会が借入申込みに際して必要と判断した書類
（　　）

【世帯状況により必要な書類】
□給与明細など収入を確認できる書類（コピー）
□年金振込通知書（コピー）
□滞納している税金や健康保険料の分割納付誓約書及び計画書（コピー）
□返済中のローンやキャッシングなどの残高証明書または返済計画表
※直近３か月間のご返済状況を確認できる書類（コピー）も必要です。

【貸付対象費用別に準備する書類】

貸付対象費用	必要書類の例
①医療費または介護費の支払いにより臨時の生活費が必要なとき ※請求または支払日から１か月以内の場合 ※先進医療や個室利用料など保険適用外の費用は対象になりません。 ※がん治療など恒常的な費用の場合はご利用できません。	□医療費または介護費の請求書、領収書 □支払経費の内訳書
②火災など被災によって生活費が必要なとき ※災害発生から１か月以内の場合	□市が発行する被災証明書
③年金、保険などの公的給付の支給開始までに生活費が必要なとき ※一つでも公的給付を受給中の方はご利用できません。	□年金支給決定通知書 □雇用保険受給資格者証
④勤務先からの解雇、勤務先の休業などによる収入減のため生活費が必要なとき ※給与未払いなど法令違反の場合は対象になりません。労働基準監督署やハローワークにご相談ください。	□離職票、雇用保険受給資格者証 □解雇、休業が分かる書類
⑤滞納していた税金、国民健康保険料などの支払により支出が増加したとき ※支払日から１か月以内の場合 ※申込時点では滞納がないこと	□滞納していた税金や国民健康保険料の領収書
⑥公共料金（電気、ガス、水道）の滞納により日常生活に支障が生じるとき ※供給停止を回避するまたは供給を再開するために必要な最低限の金額	□請求書など滞納金額がわかる書類
⑦法に基づく支援や実施期間および関係機関からの継続的な支援を受けるための経費が必要なとき	□利用や訪問を確認できる書類

【貸付対象費用別に準備する書類】	
貸付対象費用	必要書類の例
⑧給与等の盗難によって生活費が必要なとき ※警察に届出をしており、被害から１か月以内の場合 ※紛失の場合はご利用できません。	□盗難届出に係る申立書
⑨その他これらと同等のやむを得ない事由があって、緊急性、必要性が高いと認めるとき	
ア．就職が内定し最初の給料等が出るまでに必要な生活費 ※委託や請負契約（雇用関係でない場合）は対象になりません。 ※個人事業主や会社役員など経営に携わる立場の方はご利用できません。	□雇用証明書、労働条件通知書などの月収額や初回支払日が確認できる書類
イ．事故等により損害を受けた場合による支出増 ※交通事故などにより日常生活に支障をきたす場合 ※加害者の場合はご利用できません。	□事故証明書 □事故により支出が増えたことを確認できる書類
ウ．社会福祉施設等からの退出に伴う賃貸住宅の入居に伴う敷金、礼金等の支払いによる支出増	□施設の入所証明書 □入居に必要な費用を確認できる書類

相談・申請に関するお問い合わせ

〒８９２－８６７７
鹿児島市山下町１１－１　鹿児島市役所別館３階
(社福)鹿児島市社会福祉協議会　福祉資金課
開所時間：月～金曜日（祝日、１２／２９～１／３を除く）
８：３０～１２：００、１３：００～１７：１５
電　　話：０９９－２２３－０７０４

審査・返済に関するお問い合わせ

〒８９０－８５１７
鹿児島市鴨池新町１－７　鹿児島県社会福祉センター内
(社福)鹿児島県社会福祉協議会　生活支援部
電　　話：０９９－２１４－３７０１